



環境省

生態影響に関する化学物質審査規制／試験法セミナー

# 化審法下の化学物質管理の最新動向

2026年2月25日

環境省 環境保健部  
化学物質審査室長

近藤 亮太



- **化学物質審査規制法の概要と施行状況**
- **既存化学物質等のリスク評価**
- **POPs条約への対応**
- **PFASへの対応**
- **化審法の違反事例**
- **情報発信の取組**

- **化学物質審査規制法の概要と施行状況**
- 既存化学物質等のリスク評価
- POPs条約への対応
- PFASへの対応
- 化審法の違反事例
- 情報発信の取組

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質審査規制法、化審法）
- 昭和48年制定（最終改正は平成29年）
- 目的：人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、
  - ①新規の化学物質の製造・輸入に際し、その性状を事前審査する制度を設け、
  - ②化学物質の性状等に応じて製造、輸入、使用等について必要な規制を行う。

環境を經由した人への長期毒性や生態系への影響が対象。

## ●主な措置の内容

- ・新規化学物質（200～700件/年）の上市前の事前審査
- ・上市後の化学物質（約3万物質）の環境リスク評価
- ・化学物質の性状に応じた製造、輸入、使用等の規制

# 化審法による化学物質対策の変遷（平成29年改正について）

## 1. 背景

### （1）少量多品種の機能性化学物質のニーズ増

- 少量多品種の機能性化学物質の生産を行う観点で、化学産業からは新規化学物質の製造・輸入における**審査特例制度のニーズが増加**。
- 改正前の審査特例制度では、各事業者が申し出た新規化学物質の製造・輸入数量の合計が上限を超えた場合、①国が製造・輸入数量の**数量調整**を行い、②**各事業者の製造・輸入数量は按分で減るといふ事象**が起きていた。数量調整に伴い、事業者は製造・輸入数量を予見できず、**事業機会を失う**ケースが発生。

### （2）毒性が非常に強い化学物質の出現

- 新たな化学物質の中に、**人の健康や動植物の生息等に与える毒性が非常に強いもの**が出現しており、これらの管理の在り方が課題になっていた。

## 2. 改正の概要

化学物質による環境汚染の防止を適切に実施するため、以下について法律を改正。

- （A）新規化学物質の審査特例制度における全国数量上限を製造・輸入数量から用途分類別の排出係数を導入した環境排出量とする。
- （B）新規化学物質のうち、毒性が非常に強いため、その取扱いに関し特に注意が必要なものについて、所要の措置を講ずる。

## 3. 措置事項の概要

### （A）審査特例制度における全国数量上限の見直し（平成31年(2019年)1月施行）

- 用途別の排出係数を用いたリスク評価手法の確立を踏まえ、**全国数量上限を、環境排出量換算の基準に見直す**。【排出係数の例：芳香剤：1.0、電子材料：0.01】

<改正前>

特例制度	全国数量上限
少量新規制度	1トン（製造・輸入数量）
低生産量新規制度	10トン（製造・輸入数量）

<改正後>

全国数量上限
1トン（環境排出量換算）
10トン（環境排出量換算）

⇒ 全国数量上限の事実上の増加により、**数量調整が行われるケースが減少し、事業者の予測可能性が確保**されるとともに、製造・輸入数量の増加が可能。また、数量調整に係る行政事務コストも減。

### （B）毒性が非常に強い新規化学物質の管理見直し（平成30年(2018年)4月施行）

- 新規の化学物質の審査において一般化学物質に該当するとされた化学物質のうち、**毒性が非常に強いもの**については、国がその旨を通知する。
- また、取扱事業者に対し、譲渡等における情報提供の努力義務を課すとともに、主務大臣による当該事業者に対する取扱いの方法に係る指導及び助言の権限を創設する。

第1回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ、  
第1回中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会の合同会合【議事次第・資料】

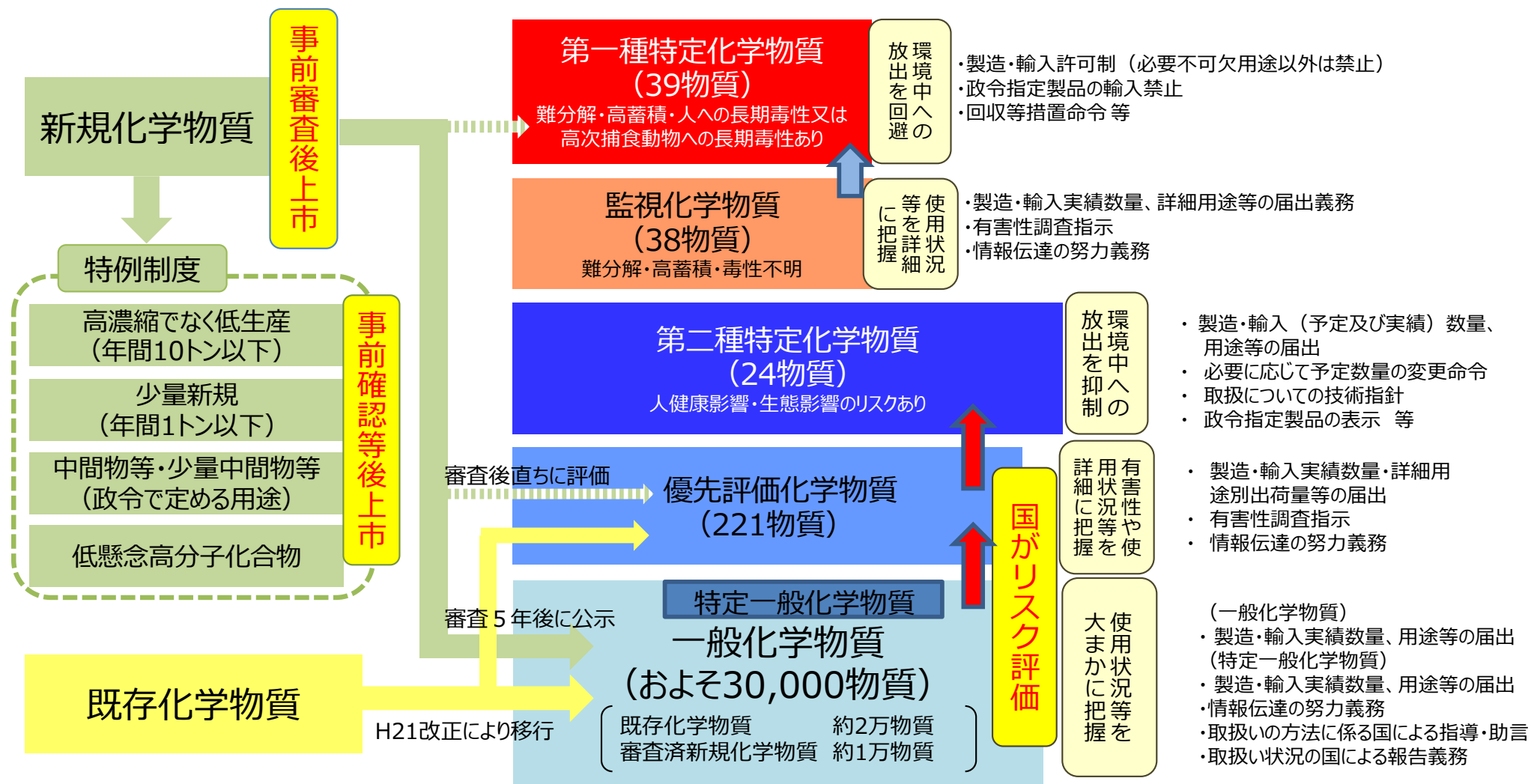
資料3 平成29年改正の概要とこれまでの実績について

<https://www.env.go.jp/council/content/05hoken05/000263795.pdf>

# 化審法の体系

○上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止。

物質数は令和7年4月時点



# 化審法の施行状況：新規化学物質の審査等

- 我が国の化学産業が少量多品種の形態に移行をする中、化学物質による環境汚染の防止を前提としつつ少量多品種産業にも配慮した合理的な制度設計として、特例制度や届出免除制度を設けている。
- それぞれの手続により、国に提出する有害性等の情報は異なる。
- 特例制度に基づく確認を受けた者は、必要に応じ報告徴収及び立入検査の対象となる。

手続きの種類	条項	手続	届出時に提出すべき有害性データ	その他提出資料	数量上限	数量調整	受付頻度	件数 (2024年度)
通常新規	法第3条 第1項	届出 →判定	分解性・蓄積性・ 人健康・生態影響	用途・予定数量等	なし	なし	10回/年度	173
低生産量新規	法第5条 第1項	届出 →判定 申出 →確認	分解性・蓄積性 (人健康・生態影響 の有害性データもあれ ば届出時に提出)	用途・予定数量等	全国排出※ 10t以下 (1社10t以下)	あり	届出: 10回/年 度 申出: 12回/年 度	1,793
少量新規	法第3条 第1項第5 号	申出 →確認	—	用途・予定数量等	全国排出※ 1t以下 (1社1t以下)	あり	10回/年度 (郵送・窓口は 4回/年度)	26,154
低懸念高分子 化合物	法第3条 第1項第6 号	申出 →確認	—	分子量・物理化学 的安定性試験デー タ等	なし	なし	随時	64
中間物等	法第3条 第1項第4 号	申出 →確認	—	取扱方法・施設設 備状況を示す図面 等	なし	なし	随時	97
少量中間物等				(手続きの簡素 化)	1社 1t以下	なし	随時	73

※製造・輸入数量に用途別の排出係数を乗じた数量

# 化審法の施行状況：新規化学物質の判定



○通常新規化学物質について、令和7年度（R7.4～R8.1）はこれまでに131件を判定。

審議件数	判定件数						特定新規化学物質	
	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	人健康	生態
85件	0件	3件	11件	29件	88件	0件	2件	2件

※高分子フロースキームに基づく通常新規物質や、分解度試験のみを実施した通常新規物質も含む。

(注) 同一の物質について、複数の事業者から届出がなされ判定するケースがあるため、審議件数と判定件数の合計は一致しない。

- ① 第2条第2項各号のいずれかに該当するもの（第一種特定化学物質）・・・**第1号**
- ② 分解度試験で難分解性であり、濃縮度試験又はPow測定試験で高濃縮性でないとは判断された場合・・・**第2号～第5号**
  - 第2号**：人健康毒性 有、生態毒性 無
  - 第3号**：人健康毒性 無、生態毒性 有
  - 第4号**：人健康毒性 有、生態毒性 有
  - 第5号**：人健康毒性 無、生態毒性 無
- ③ 分解度試験で良分解性と判断された場合・・・**第5号**
- ④ 第1号から第4号までに該当するか明らかでないもの・・・**第6号**

○低生産量新規化学物質(全国排出10トン/年以下)について、令和7年度（R7.4～R8.1）はこれまでに124件を判定。

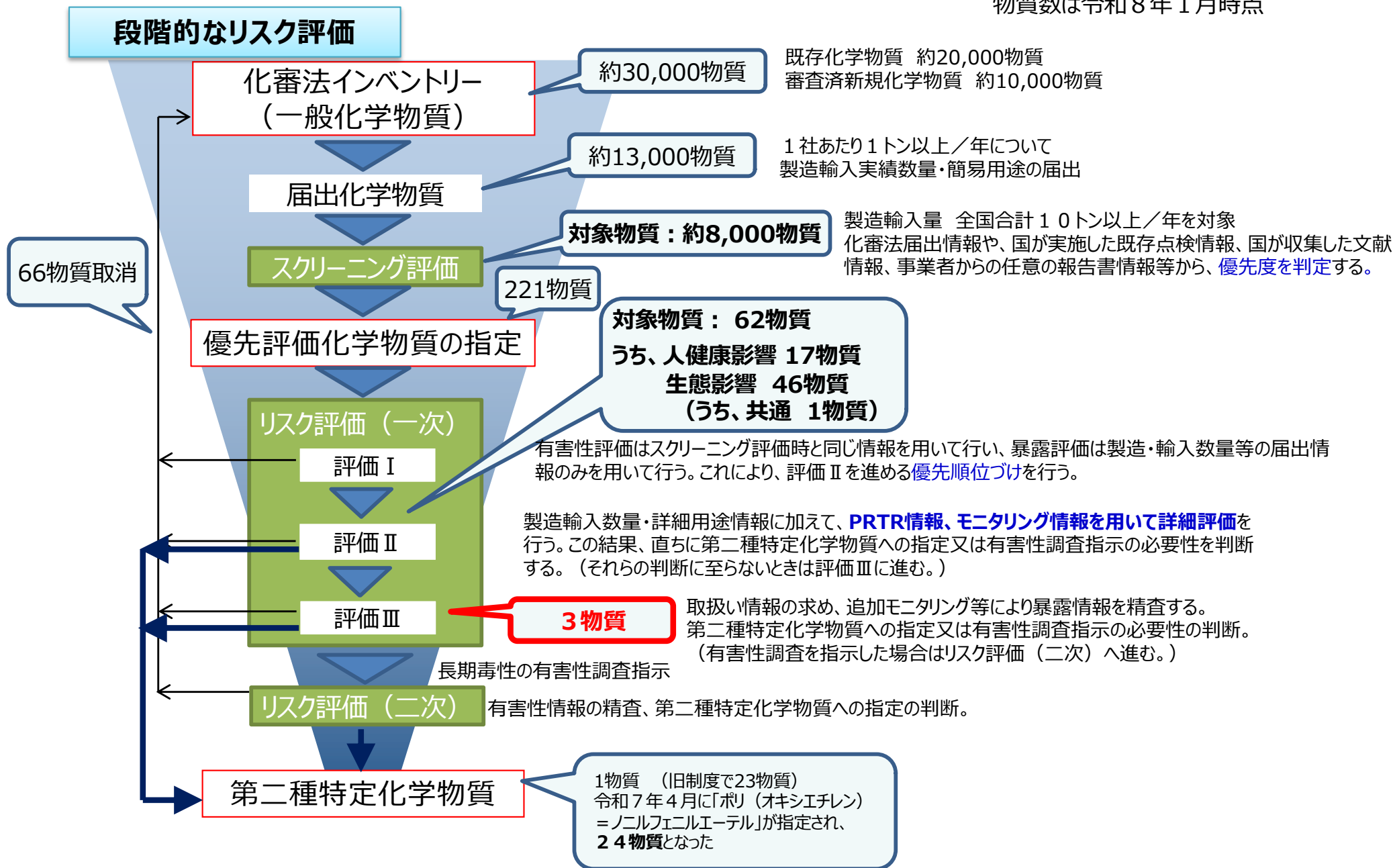
審議件数	判定件数
69件	124件

※高分子フロースキームに基づく低生産量新規物質も含む。

- 化学物質審査規制法の概要と施行状況
- **既存化学物質等のリスク評価**
- POPs条約への対応
- PFASへの対応
- 化審法の違反事例
- 情報発信の取組

# リスク評価の枠組み

物質数は令和8年1月時点



# スクリーニング評価の枠組み

○それぞれの一般化学物質について、暴露クラス（推計排出量の大きさ）及び有害性クラス（有害性の強さ）を付与し、以下のマトリックスを用いてスクリーニング評価（リスクが十分に小さいとは言えない化学物質の選定）を行う。

**【人・健康】**

一般毒性、生殖発生毒性、変異原性、発がん性に係る有害性情報※から有害性クラスを設定

**【生態】**

水生生物の生態毒性試験データ（藻類・甲殻類・魚類）に係る有害性情報※から有害性クラスを設定

※化審法上で届出又は報告された情報、国が実施した既存点検情報、国が収集した文献情報、事業者からの任意の報告情報等

**【総推計環境排出量】**

・製造・輸入数量等の届出情報  
・分解性の判定結果  
から推計環境排出量を算出し、暴露クラスを設定（毎年更新）

暴露クラス	総推計環境排出量
クラス1	10,000トン以上
クラス2	1,000 - 10,000トン
クラス3	100 - 1000トン
クラス4	10 - 100トン
クラス5	1-10トン
クラス外	1トン未満

		有害性クラス					
		強 ←		→ 弱			
		1	2	3	4	外	
暴露クラス	大 ↑ ↓ 小	1	高	高	高	高	外
		2	高	高	高	中	外
		3	高	高	中	中	外
		4	高	中	中	低	外
		5	中	中	低	低	外
		外	外	外	外	外	

リスクが十分に低いと判断できない

優先評価化学物質

一般化学物質

優先度「中」「低」は必要に応じてエキスパートジャッジで優先評価化学物質に指定

# スクリーニング評価の実施状況



令和7年度は既存化学物質7,595物質についてスクリーニング評価を行い、そのうち6物質を優先評価化学物質相当と判断した。

名称	有害性クラス	暴露クラス	優先指定根拠
三酸化ニアンチモン	2	4	人健康影響
ヘキサン-1, 6-ジイルジアミン	3	5	生態影響
フルフラール	2	3	人健康影響
ピリジン	1	4	生態影響
アルキル (C = 8~16、直鎖型) = D-グルコピラノシド又は (D-グルコピラナン (糖間の結合がグリコシド結合であるものに限る。)) のアルキル (C = 8~16、直鎖型) グリコシド	2	3	生態影響
1, 2-ベンゾチアゾリン-3-オン	1	4	生態影響

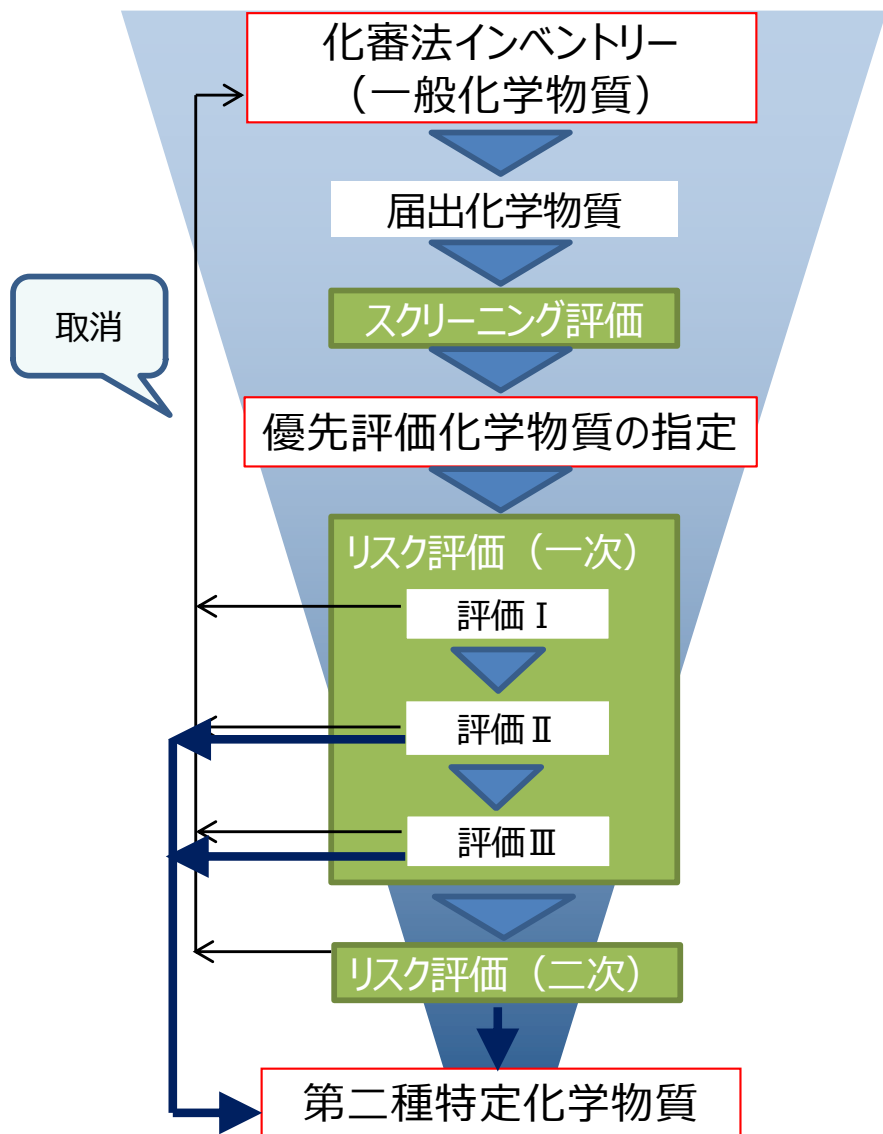
## (参考) 判定基準

- 化審法上で届出又は報告された情報、国が実施した既存点検情報、国が収集した文献情報、事業者からの任意の報告情報等を用い、下表の判断基準に沿って有害性クラスを設定している。
- また、製造・輸入数量等の届出情報や分解性の判定結果から推計環境排出量を算出し、暴露クラスを設定している。

有害性クラス	PNEC (mg/L)
クラス1	0.001以下
クラス2	0.001 - 0.01
クラス3	0.01 - 0.1
クラス4	0.1 - 1
クラス外	1 より大きい

暴露クラス	総推計環境排出量
クラス1	10,000トン以上
クラス2	1,000 - 10,000トン
クラス3	100 - 1000トン
クラス4	10 - 100トン
クラス5	1-10トン
クラス外	1トン未満

# 優先評価化学物質のリスク評価の枠組み



## <評価Ⅰ>

有害性評価は、スクリーニング評価時と同じ情報※を用いて行い、暴露評価は、製造・輸入数量等の届出情報のみを用いて行う。これにより、評価Ⅱを進める 優先順位づけを行う。

※化審法上で届出又は報告された情報、国が実施した既存点検情報、国が収集した文献情報、事業者からの任意の報告情報等

## <評価Ⅱ>

有害性評価は、有害性情報を追加的に収集して行い、暴露評価は対象範囲を増やしてリスク評価を行う。既往のP R T Rデータやモニタリングデータも活用して行う。

これらにより、リスク評価を行い、広範な地域での環境の汚染により人の健康又は生態に係る被害を生ずるおそれがあると認められた場合は、第二種特定化学物質への指定又は有害性調査の指示の可否を判断する。それらの判断に至らないときは評価Ⅲに進む。一方、認められない場合には、優先評価化学物質の指定を取り消す。

## <評価Ⅲ>

取扱い情報や追加モニタリングデータ等も用いてリスク評価を精緻化し、広範な地域での環境の汚染により人の健康又は生態に係る被害を生ずるおそれがあると認められた場合は、第二種特定化学物質への指定又は有害性調査の指示の可否を判断する。一方、認められない場合には、優先評価化学物質の指定を取り消す。

# 優先評価化学物質のリスク評価の実施状況



		人健康影響	生態影響	
評価Ⅰ段階	リスク評価（一次）評価Ⅰの対象物質	102物質	89物質	221物質
評価Ⅱ段階	リスク評価（一次）評価Ⅱの対象物質	17物質	46物質	
評価Ⅲ段階	リスク評価（一次）評価Ⅲの対象物質	2物質	2物質	
優先指定取消 済み	<p>以下の理由により取り消されたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク評価等の結果、第2種特定化学物質非該当</li> <li>・リスク評価の結果、第2種特定化学物質指定</li> <li>・過去3年間の数量監視の結果、優先評価化学物質非該当</li> <li>・スクリーニング評価の結果、新たに優先評価化学物質に指定した物質に包含され、指定取消しとなった物質</li> </ul>		67物質	

# 優先評価化学物質のリスク評価の実施状況



評価書 審議日	物質名	評価 観点	リスク評価（概要）	結果
R7.9.19	2-ベンジリデンオクタナール	生態	<ul style="list-style-type: none"> <li>水生生物及び底生生物のPNECを導出した。</li> <li>化審法届出情報を用いた、排出源ごとの暴露シナリオ、水系の非点源シナリオ及び様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオのいずれの評価においても、PECがPNECを超えた地点が見られたが、環境モニタリングデータによる評価結果と整合していないことから、PRTR情報を用いて暴露情報の精緻化を行い、再評価を行うこととする。</li> </ul>	評価II継続
R8.1.13	p-ジクロロベンゼン	生態	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度審議時にPECがPNECを超えた地点等について、水質濃度及び底質濃度の実測を行い、環境中濃度と水質、底質それぞれのPNECを比較した結果、すべての地点で環境中濃度がPNECを下回っているが、人健康についての評価が継続中のため引き続き優先指定とする。</li> </ul>	引き続き、優先評価化学物質

# 優先評価化学物質のリスク評価の実施状況



評価書 審議日	物質名	評価 観点	リスク評価（概要）	結果
R8.1.13	1, 4 - ジオキサン	人健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出源ごとの暴露シナリオ及び様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオによる評価では、発がん性に関し吸入経路単独、経口経路単独及び吸入・経口経路（合算）ともに暴露濃度及び摂取量が有害性評価値を超えた地点は確認されなかった。</li> <li>・環境モニタリングデータによる評価では有害性評価値を超える暴露濃度は確認されなかったが、地下水では有害性評価値を超える暴露濃度が確認された。</li> <li>・他法令に基づく取り組みを引き続き適切に推進し、PRTR 排出量や環境モニタリング結果を継続確認し、評価値超過地点やその他の発生源を把握したうえで、必要な措置を検討する。</li> </ul>	評価II 継続
R8.1.13	デカン - 1 - オール	生態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに得られた有害性情報に基づき、底生生物に対する PNEC を変更。</li> <li>・平成 29 年度以降に水質濃度及び底質濃度の実測を行った結果、すべての地点で環境中濃度が PNEC を下回っていた。</li> </ul>	優先評価 化学物質の 指定の取消 し

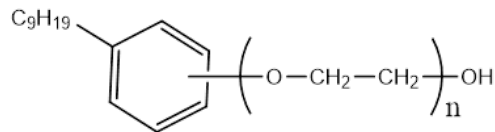
# 第2種特定化学物質への指定

「 $\alpha$ -（ノニルフェニル）- $\omega$ -ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（別名ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル）」の第2種特定化学物質指定

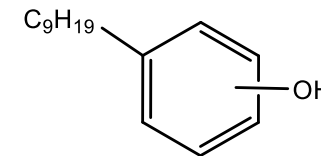
評価書 審議日	物質名	評価 観点	リスク評価（概要）	結果
R5.1.17	ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル（NPE）	生態影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル（NPE）について生態影響の観点で評価Ⅲを実施。</li> <li>○当該物質のリスク評価にあたっては、変化物であるノニルフェノール（NP）（<math>C_6H_4(OH)C_9H_{19}</math>）についても、あわせて評価を実施。</li> <li>○リスク評価結果、NPが水生生物へ強い毒性を示し、魚類への繁殖影響や甲殻類への成長への影響がみられた*。</li> </ul> <p>*NPEは、人健康に対しては一般毒性や生殖発生毒性が見られたが、スクリーニング評価の結果有害性クラス3、暴露クラス4という結果から優先度「中」となり、優先評価化学物質には相当しないと判断されている。</p>	第2種特定化学物質に指定

令和5年1月17日合同会合※1において、リスク評価書を審議。リスク評価結果を受けて、令和6年9月15日合同会合※1において、NPEに係る措置を審議。

令和6年9月に改正政令公布、令和7年4月1日に施行



ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル(NPE)



ノニルフェノール(NP)

主な用途： 工業用洗浄剤（繊維、金属製品など）、プラスチック・ゴム乳化剤、農薬展着剤、塗料乳化剤、皮革処理剤

※1 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

## 有害性情報の報告について（化審法第41条第1項及び第2項）



- 化審法第41条第1項及び第2項において、化学物質の製造・輸入事業者が、製造・輸入した化学物質に関して、化審法の審査項目に係る試験や調査を通じて難分解性、高蓄積性、人や動植物に対する毒性などの一定の有害性を示す情報を得たときには、国へ報告することが義務づけられています。

### <報告すべき知見（例）>

#### 1. 藻類成長阻害試験

- 半数影響濃度が10 mg/l以下であるもの
- 無影響濃度が1 mg/l以下であるもの
- その他毒性学的に重要な影響がみられたもの

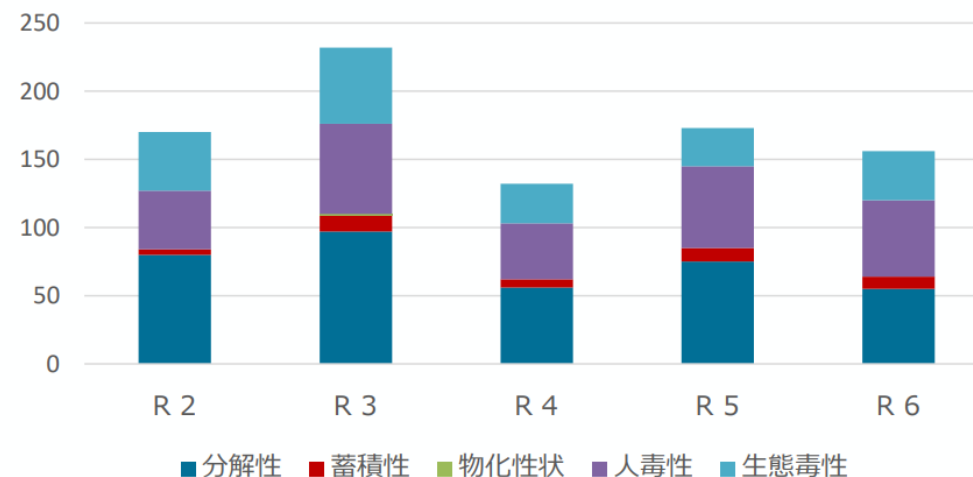
#### 2. ミジンコ急性遊泳阻害試験

- 半数影響濃度が10 mg/l以下であるもの
- その他毒性学的に重要な影響がみられたもの

#### 3. 魚類急性毒性試験

- 半数致死濃度が10 mg/l以下であるもの
- その他毒性学的に重要な影響がみられたもの

有害性情報の報告件数



- 環境省では、リスク評価（一次）評価Ⅱにおいて、より多くの有害性情報の活用を可能とすることにより、生態影響に係る有害性評価の不確実性の低減をはかることとしています。
- 収集された生態影響に関する有害性情報については、専門家により、予測無影響濃度（PNEC）の根拠として使用可能なものか否かを技術ガイダンスに従って信頼性評価を行い、信頼性のあるものと認められるものは、PNECの算出において活用。
- 事業者の皆様におかれましては、生態影響に係る有害性情報の提供に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



- 化審法附則第5条において、政府は**化審法の施行状況及び必要な措置について検討**することが求められている。
- これを受けて、厚生労働省・経済産業省・環境省の合同委員会において昨今の国内外の状況を踏まえた検討課題を整理し、対応について議論を行い、**令和7年7月22日に答申「化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について」**を公開した。

## 【目次】 第一章 検討の背景

### 第二章 平成29年改正化審法の施行状況

1. 平成29年改正化審法の概要
2. 平成29年改正化審法の施行状況等及びレビュー結果について

### 第三章 主な検討課題について

1. 現行制度の効率化・高度化に関する事項
  - 1-1 リスク評価
  - 1-2 審査特例制度等
  - 1-3 ライフサイクル全体を念頭にした循環経済への対応
2. その他の化学物質管理に関する事項
  - 2-1 諸課題への対応
  - 2-2 持続可能な化学物質管理
  - 2-3 パートナーシップや能力開発

### 第四章 今後の検討

## 第一章 検討の背景

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）」は、工業用途で、化学反応によって得られる化学物質を対象とし、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがある化学物質による環境汚染の防止を目的とした法律である。化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 53 号。以下「平成 29 年改正化審法」という。）附則第 5 条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められているとおり、政府はその施行状況及び必要な措置について検討することが求められている。

これを受け、平成 29 年改正化審法の全面施行から 5 年を経過した令和 6 年（2024 年）1 月以降、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ及び中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会において、平成 29 年改正化審法に係る施行状況等についてレビューを行い、続いて、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会化学物質審査等検討小委員会が加わり（以下「合同委員会」という。）、昨今の国内外の状況を踏まえた検討課題を整理し、対応について議論を行った。

## 第二章 平成 29 年改正化審法の施行状況等

### 1. 平成 29 年改正化審法の概要

我が国の化学産業が少量多品種の形態に移行する中、技術革新の動向を踏まえつつ、化学産業の実態に即したきめ細かい化学物質審査・規制制度への転換と所要の規制合理化を図ることにより、産業利用の観点を考慮しつつ、国民の安全・安心の一層の確保を前提とした、合理的な化学物質管理制度を構築していくことが求められてきた。

これらの状況に対応するため、平成 29 年改正化審法では、以下の改正が行われた。

第一に、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度（以下「審査特例制度」という。）では、一の新規化学物質の日本全国における製造・輸入量の合計が一定の数量上限を超える場合は数量確認をしなければならないとされているところ、当該数量上限について、新規化学物質に係る各事業者の製造及び輸入数量を合計した数量を用いていたものを、その環境への排出量を合計した数量（各事業者の製造及び輸入数量に用途別の排出係数を乗じた数量を合計した数量）に改めることとされた。

第二に、一般化学物質に分類される化学物質のうち、毒性が強いものを「特定一般化学物質」とし、新規化学物質の事前審査で判定された場合における事業者に対する判定結果の通知、事業者に対する主務大臣の指導、助言等、取扱事業者に対するその取扱いの状況に関する報告の求め、取扱事業者による取引事業者等への情報提供の努力義務の権限を創設することとされた。

同法案は、国会での審議・可決成立を経て、平成 29 年 6 月 7 日に公布された。施行期日は、二段階に分かれており、第一段階として、特定一般化学物質等に係る管理の強化が平成 30 年 4 月 1 日に、第二段階として、審査特例制度における国内総量の上限の見直しが平成 31 年 1 月 1 日に施行された。

## 第二章 平成 29 年改正化審法の施行状況等（つづき）

### 2. 平成 29 年改正化審法の施行状況等及びレビュー結果について

#### （1）新規化学物質の審査特例制度における全国数量上限の算定見直し

平成 29 年改正化審法により、制度改正前に比べて審査特例制度に基づく申出件数は減少し、また、各事業者が申出を行った新規化学物質の製造・輸入数量の合計が上限を超えた場合に国が製造・輸入数量の調整を行う数量調整の件数も顕著に減少した（少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度のいずれも、数量調整件数は約 8 割減）。実際の製造・輸入数量（実績数量）から環境排出量を推計したところ、制度改正による環境への影響は変化がないと考えられる。これらのことから、平成 29 年改正化審法の目的であった事業者の予見可能性は一定程度高めることができた一方、制度改正による環境排出量の推計によればその影響に変化は認められず、改正事項はおおむね順調に施行されていると評価できる。

なお、審査特例制度に基づく申出について、オンライン申請の場合のみ受付頻度を増やすなどの改善により、オンライン申請の割合は着実に増加している（少量新規化学物質の申出では令和 6 年度はオンライン申請率が 96%）。令和 8 年度には、政府全体の行政手続の効率化の方向性に基づき、申出手続の G ビズ ID への移行も予定されている。今後も、デジタル社会の実現に向け、事業者への周知も図りつつ、オンライン申請を原則とする等の更なる取組を進めていくべきではないか。

また、制度改正後 5 年以上が経過した時点において、申出の傾向（少量新規化学物質では初回の申出が全件数の約 90% を占める、確認数量と実績数量に乖離があったこと）も明らかになった。それに加えて、制度改正により環境排出量の概念を導入したことで、申出の際にユーザーから得た「用途証明書」を添付する運用となっているが、申出件数全体の 3 割程度は用途証明書が添付されていない傾向も明らかになった。この背景としては、ユーザーとの関係で用途証明書を提出することが困難であるといった事情等も想定されるが、本制度を更に適切に運用していくためにも、用途証明書を添付しない場合と、添付した場合で、運用に差を設けるといった取組を行うべきではないか。さらに、事業者からは、申出受付期間を延長してほしい（現在オンラインの場合は営業日 5 日間）、用途証明書の提出に関する手続を簡素化できないか、といった運用改善を求める声も寄せられている。事業者が制度の趣旨に則った手続を行いやすくするため、受付期間や頻度の適正化や、用途証明書の添付を促していくための合理化などの取組を、行政の効率化の観点も踏まえつつ進めていくことが必要ではないか。

#### （2）特定新規（一般）化学物質

平成 29 年改正化審法の施行後、新規化学物質の審査により合計 25 物質が特定新規化学物質として判定された。これらの化学物質については、その取扱事業者による取引事業者等への情報提供の努力義務等の措置が講じられているところ、全ての取扱事業者に対するアンケート結果によると、当該措置（取扱いの配慮、情報伝達等）はおおむね遵守されており、改正事項はおおむね順調に施行されていると評価できる。

特定新規（一般）化学物質の特性に鑑み、今後も、取扱事業者による措置の遵守が求められることから、引き続き取扱事業者の実態の把握を定期的に行い、適切な管理がなされていることを確認できるようにすべきである。また、他の審査特例制度等の運用状況の確認も積極的に実施し、実態把握に努めてはどうか。

## 第二章 平成 29 年改正化審法の施行状況等（つづき）

### 2. 平成 29 年改正化審法の施行状況等及びレビュー結果について（つづき）

#### （3）その他附帯決議で指摘された事項

平成 29 年改正化審法の附帯決議においては、同法の施行に当たり、①合理的な規制や制度の運用、②WSSD2020 年目標の達成、③リスク評価等を踏まえた措置に係る専門家への意見聴取等について、適切な措置を講ずべきとされた。

①については、例えば、新規化学物質や上市後の化学物質の審査・評価において、ウェイト・オブ・エビデンス（WoE : Weight of Evidence）の導入検討、新たな試験法の導入や高分子フロースキームの簡素化、QSAR の活用の検討等の化審法の合理的な規制や制度の運用に取り組んできた。

②については、WSSD2020 年目標として掲げられた 3 つの目標に対して、取組状況や達成状況について、2021 年 10 月に 3 省合同審議会において総括が行われ、それぞれの目標に係る進捗が確認された。また、そのまとめにおいて、引き続き、リスク評価を通じて化学物質のリスクを最小化する取組を進めていくこととされた。

③については、一般化学物質等のスクリーニング評価及びその結果を踏まえた優先評価化学物質への指定、また、優先評価化学物質に係るリスク評価等を踏まえた措置に係り、従前より 3 省合同審議会において専門家から意見聴取を行い、その科学的知見を踏まえた上で政策判断を行っているところ、こういった取組について、引き続き実施していくこととしている。

以上のことから、附帯決議において指摘された事項についても、おおむね順調に施行されていると評価できる。引き続き、国内外の情勢や運用実態を踏まえて、制度の適切な運用を進める必要がある。

## 第三章 主な検討課題について

### 1. 現行制度の効率化・高度化に関する事項

#### 1-1. リスク評価

##### ① リスク評価の効率化・実効性の向上

現行のリスク評価の枠組みは OECD 等国際的にも評価されているものであり、これまでに優先的にリスク評価すべき化学物質を絞り込むスクリーニング評価は一通り実施された。一方、現行のリスク評価については、情報収集の範囲などに改善の余地がある、有害性に関する情報不足のためリスク評価に時間がかかっている、といった指摘があり、これらの課題を解決するため、環境基本計画等でも示されている「予防的な取組方法」の考え方を踏まえ、得られる情報に不確実性がある場合であっても、極めて深刻、あるいは不可逆的な環境影響が懸念されると考えられる場合には、科学的知見の充実に努めながら、合理的な評価及び管理の仕組みを取り入れるべき等の指摘がされている。

これらも踏まえ、今後は、現行のリスク評価の更なる高度化・合理化を目指して、以下の課題を念頭に、別途、検討の場を立ち上げて課題の洗い出しと必要に応じてその改善を検討してはどうか。

- a.スクリーニング評価：人健康影響又は生態影響のいずれかが指定根拠で優先評価化学物質に指定されている物質の取扱い、評価手法や実施頻度の合理化
- b.リスク評価：有害性情報、ばく露情報（環境モニタリングデータ等）の収集の迅速化と活用方法（情報収集範囲の見直し等）、リスク評価が停滞している物質への対応
- c.その他：リスク評価結果の活用（事業者への指導・助言等）

##### ② QSAR 等の新たな評価手法（NAMs：New Approach Methodologies）の活用

既存の試験方法の代替手法として in vitro、in silico などの技術、WoE の考え方の活用など評価の方法論の開発が進展し、例えば QSAR は化学物質の審査・評価において補足的に活用されている。

一般的には、既存の試験方法と同等の精度・再現性があるわけではなく、また、既存の方法に比べて評価のためのコストがかかり得るとの指摘もあるが、これら NAMs の利用方法によっては、その活用拡大が化学物質のリスク評価の高度化・合理化に資する場合があります。NAMs の研究開発を促進するとともに、国際的な取組にも積極的に貢献することの重要性が指摘されている。

そのため、①の検討の場において、NAMs の概念（NAMs の特徴整理）や NAMs のリスク評価への活用可能性等についても検討してはどうか。

##### ③ 事業者自らによるリスク管理の推進

化学物質の安全性に関する国民の関心に対して、これまで以上に事業者がリスク評価に貢献することが期待される。現行の国によるリスク評価・管理の枠組みに加えて、事業者から国への有害性情報の自主的な提供、事業者自らによる化学物質のリスク管理（国の行うリスク評価に従った管理のみならず、個別の化学物質の用途等に応じた適切な管理や、「より安全な代替の開発」という化学物質に関するグローバル枠組み（GFC：Global Framework on Chemicals）の考え方に基づく化学物質の開発等）の推進に資する環境整備や、インセンティブとしてどういった方策が有効か等を検討してはどうか。

## 第三章 主な検討課題について（つづき）

### 1. 現行制度の効率化・高度化に関する事項（つづき）

#### 1-2. 審査特例制度等

##### ① 審査特例制度により確認を受けて製造・輸入したものの事後監視

審査特例制度を利用した事業者に対しての事後監視は一定程度の効果を果たしていると評価。更なる高度化・合理化に向けて、従来の検査に加え、オンラインを活用した検査等の実態に即した方策を検討してはどうか。

#### 1-3. ライフサイクル全体を念頭にした循環経済への対応

##### ① 循環経済への対応（プラスチック再生材）

循環経済への対応が進む中、将来的なりサイクルを見据えた安全性の確保のための取組を進めることが重要であり、化学物質管理の観点でも、資源循環を想定した施策を検討することが必要である。例えば、使用済プラスチックから作られたプラスチック再生材については、その利用に関する社会的要請が高い一方、規制対象の化学物質を含有すること等により、循環経済への対応が進まないおそれがある。他方で、「化審法の規制（例えば、不純物の閾値）が循環経済の推進を阻害する可能性がある」との指摘もされている。

資源循環と化学物質管理の両立を目指して、資源循環における化学物質管理の実態を踏まえ、以下に示す運用改善などを検討してはどうか。

- a. 輸入されるプラスチック再生材については、様々な形態があると思われるところ、化審法上の「化学物質」に該当する場合、その組成の確認や輸入数量の届出といった規制が適用されることを周知する等して、その輸入管理を着実に運用する必要がある。
- b. 国内で使用済プラスチックに化学反応を起こさず得たプラスチック再生材については、「製造」には該当せず化審法上の届出等は不要であるものの、それから製造される製品の品質管理の観点から、事業者間における情報伝達の取組などにより、適切に利用されることが望ましい。また、政策的な支援も重要である。
- c. 国内における他法令も含めた化学物質の情報伝達も考えれば、化審法において不純物として把握する閾値は、これまでどおり、1%を維持すべきである。
- d. 製造・輸入されたプラスチック再生材に不純物として含まれている第一種特定化学物質のうち、国際的に管理に関する値が設定されているもので、我が国でも管理上限値を示しているものについては、閾値を設定し、適切な管理を実施してはどうか。また、現在管理上限値がないものについても、欧州 POPs 規則などの情報を参考に、閾値を検討してはどうか。
- e. ケミカルリサイクルに伴う残渣等について、化審法に基づき公示されている物質と組成や性状等が同等であることを事業者が示した場合にはそれを利用できるようにする等が考えられる。
- f. また、これらの措置に加え、使用済プラスチックに含まれる化学物質による問題が生じないよう、引き続き使用済プラスチックの分別・回収・選別などの段階における化学物質の実態を注視してはどうか。

## 第三章 主な検討課題について（つづき）

### 1. 現行制度の効率化・高度化に関する事項（つづき）

#### 1-3. ライフサイクル全体を念頭にした循環経済への対応（つづき）

##### ② 情報伝達の仕組み

リスクベースの化学物質管理をライフサイクルで行うためには、化学物質の有害性や製品中の含有に関する情報を着実に製造者から使用者に伝達することが重要であり、サプライチェーンを通じた化学物質の適正なリスク管理は、GX（グリーン・トランスフォーメーション）や資源循環にも必要不可欠であることが指摘されている。

そのため、国際動向も踏まえ、IT システム等も活用しながら、サプライチェーンのみならず静脈産業や海外も視野に入れた適切な情報伝達制度について、化審法により把握されている情報（有害性情報等）の活用可能性も含めた検討を進めてはどうか。

### 2. その他の化学物質管理に関する事項

#### 2-1. 諸課題への対応

##### ① PFAS に関する対応の方向性

いわゆる PFAS のうち国際的に規制対象となっている PFOS、PFOA、PFHxS は既に製造輸入が原則禁止されている。一方、過去に製造輸入された PFOS、PFOA が飲料水中で検出される等、国民の間で不安が高まっている。

そのため、環境中への新たな排出抑制のための PFOS 等含有製品の適正管理・代替の促進等、更なる汚染拡大の防止、健康影響の未然防止に関する取組、情報発信を通じた理解促進といった丁寧なリスクコミュニケーションに一層努めてはどうか。また、国際条約で規制対象となった PFAS は第一種特定化学物質への該当性を確認した上で、随時規制対象とするとともに、その他 PFAS についても、科学的知見の収集と環境中の動態把握に取り組み、必要な対応を取ることが重要ではないか。

##### ② 国際条約への対応

プラスチック汚染に関する条約については、条約策定に向けて精力的な交渉が進められてきたが、いまだ各国間の意見の懸隔が大きく、意見集約には至っていない。今後の国際交渉の動向に注視しつつ、一方でその内容を問わずプラスチック中に含まれる化学物質への対応は重要課題であることから、関連する国際条約や化審法における有害性評価等に基づき、適切な化学物質管理の在り方について検討してはどうか。

## 2. その他の化学物質管理に関する事項（つづき）

### 2-2. 持続可能な化学物質管理

#### ① 化学物質管理に取り組む事業者へのインセンティブ

国際的に、化学物質のリスク評価やより安全な化学物質の開発など化学物質管理に取り組む事業者が市場で評価されるような仕組みの構築が注目されている。そのような取組を進める事業者の企業価値が向上し評価されるような施策として、サステナビリティ情報開示に係る国内外の動向などを踏まえて、企業の取組の後押しとなる施策を進めてはどうか。また、現状における名称を公示する必要性と競争条件を著しくゆがめないための配慮の必要性を確認の上、例えば、確認できるリスクに応じて名称公示までの期間に差を設けることなど、「より安全な代替の開発」という GFC の考え方に基づく化学物質の開発を促進するような制度的なインセンティブを検討してはどうか。

#### ② 化学物質管理に関する人材育成

化学物質のリスク管理やリスク評価を行う人材や、リスクコミュニケーションを行う人材、さらにはそれぞれの規制のデザイン（規制の遵守コスト、行政の手続コストの分析や事業者における自主的取組の設計、制度的インセンティブの検討等）を検討することができる人材といった、専門的な知見を有する人材が、事業者、行政、NGO 等あらゆる主体で必要となってきた。主体間の交流を深めると同時に、若手人材を含めた専門家が活躍できる場を設ける等、化学物質管理施策の一環として、専門家を育成するための策を検討してはどうか。

### 2-3. パートナーシップや能力開発

#### ① 国際的な枠組等への貢献

国際的な化学物質管理全体の取組が進展。科学的知見に基づく政策立案が国際的に進展するよう、化学物質管理施策の一環として、我が国の経験や知見をこれらの国際的な取組に対して積極的に貢献してはどうか。

#### ② ステークホルダーとの対話

様々なステークホルダーの間で化学物質管理に関する共通理解を深め、各主体の取組の好循環を見出すことが、化学物質管理の促進に貢献すると指摘されている。その一環として、政策対話、各種セミナー、パブコメなどあらゆる機会を通じて、各主体の対話を促進させるような取組を実施してはどうか。

## 第四章 今後の検討

合同委員会で整理した検討課題については、今後、課題に応じた適切な場において引き続き検討し、必要に応じて化審法等化学物質関係法令の制度見直しや取組に反映させることが望ましい。また、持続可能な開発目標（SDGs）や GFC の目標年度である 2030 年を目処に、化審法の施行状況を勘案し、必要に応じて、制度見直しや取組を検討することが望ましい。

# 優先評価化学物質のリスク評価へのWoEの導入の検討 ～生態毒性評価～



- 令和7年11月に環境省の検討会において「化審法リスク評価における生態有害性評価のためのWeight of Evidenceの実施に向けたデータの質の評価手法」の第一次案を取りまとめた。
- 第一次案では、化審法試験法・特定試験法推奨種ではない生物種について推奨種と同等に質の評価を行う手法等を取りまとめており、今後リスク評価への活用方法を検討する。
- 具体的には、PNEC導出における不確実性を低減させ、より適切なPNEC値を設定するため、これら現行活用していない試験データや類推結果についても総合的に判断する方法を、ケーススタディを積み重ねて検討していく予定。

## 現状

- 現状用いている生物種は化審法試験法・特定試験法の推奨種であり、それら試験法の推奨種となっていない生物種は毒性値の判断に用いていない。

## 今後の方向性

- 化審法試験法・特定試験法の推奨種の実験データに限らず、生活環境動植物への影響を見る上で有用と考えられるその他の生物種の実験データや類似物質の有害性情報からの類推結果を活用して総合的に判断し、PNEC導出の不確実性を低減し、リスク評価の精度を高める。

試験が標準化された試験方法への準拠に相当するか？

試験データが化審法のリスク評価の目的に対して適切か？

①信頼性  
(Reliability)

②関連性  
(Relevance)

③適格性  
(Adequacy)

生態有害性情報の質の評価(第一次案)

評価において有用な情報か？

### 信頼性評価

1

5つの評価領域（被験物質、試験設定、試験生物、暴露条件、統計的デザインと生物学的反応）に分類される26項目への適合性を判断し、信頼性ランク（1, 2, 3, 4-1, 4-2）を付与

### 関連性評価

2

4つの評価領域（法制度、被験物質、暴露、生物学的観点）への関連性を判断し、関連性ランク（High, Mid, Low）を付与

### 適格性評価

3

信頼性ランクと関連性ランクの組み合わせから、最終的な適格性（High, Mid, Low）を決定

- 化学物質審査規制法の概要と施行状況
- 既存化学物質等のリスク評価
- **POPs条約への対応**
- PFASへの対応
- 化審法の違反事例
- 情報発信の取組

# 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）



## ● 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）

残留性有機汚染物質（POPs）による汚染防止のため、国際的に協調して廃絶、削減等を行う。

2001年5月採択、日本は2002年8月に締結、2004年5月発効。

- 締約国会議（COP）は2年に1回、これまで12回開催。
- 専門・技術的事項は、COPの下で残留性有機汚染物検討会（POPRC）で審議される。

POPs（**P**ersistent **O**rganic **P**ollutants） 残留性有機汚染物質

- = ①毒性があり、  
②分解しにくく、  
③生物中に蓄積され、  
④長距離を移動する物質。



1カ国に止まらない国際的な汚染防止の取組が必要。



## ● COP 9（2019年4月29日～5月10日）

- ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質：附属書A（廃絶）に追加 等

→化審法施行日：「PFOA又はその塩」は令和3年10月22日、「PFOAの分枝異性体又はその塩」は令和6年9月10日、「PFOA関連物質」は令和7年1月10日

## ● COP10（2021年7月26日～30日/ 2022年6月6日～17日）

- ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及びPFHxS関連物質：附属書A（廃絶）に追加 等

→化審法施行日：「PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩」は令和6年2月1日、「PFHxS関連物質」は令和8年6月17日（予定）

## ● COP11（2023年5月1日～12日）

- メトキシクロル、デクロランプラス、UV-328：附属書A（廃絶）に追加 等

→化審法施行日：令和7年2月18日

## ● COP12（2025年4月28日～5月9日）

- クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン、長鎖ペルフルオロカルボン酸PFCA(炭素数9-21)とその塩及びLC-PFCA関連物質：附属書A（廃絶）に追加 等

→化審法改正作業中（令和8年5月頃公布予定、令和8年11月頃施行予定）

## ● POPRC21（2025年9月29日～10月3日）

- 臭素系ダイオキシン：非意図的生成物として附属書Eへの追加の議論が継続中 等

# POPs条約の国内制度への反映



物質	分類	措置内容	改正スケジュール
<b>PFHxS関連物質</b> (主に泡消火薬剤、金属メッキ、織物、革製品及び室内装飾品、研磨剤及び洗浄剤、コーティング、含浸/補強剤、電子機器及び半導体の製造等に使用)	第一種特定化学物質	製造・輸入等の原則禁止	公布 ▶ 令和7年12月17日 施行 ▶ 令和8年6月17日
<b>クロルピリホス</b> (主に殺虫剤として使用)			
<b>中鎖塩素化パラフィン (MCCP)</b> (主に金属加工油剤・難燃性樹脂原料等に使用)	第一種特定化学物質	製造・輸入等の原則禁止	現在改正作業中 公布 ▶ 令和8年5月頃を予定 施行 ▶ 令和8年11月頃を予定
<b>長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA関連物質</b> (主にフッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等として使用)			

# 残留性有機汚染物検討会（POPRC21）の結果概要



【開催日、開催地】 2025年9～10月、ローマ

【概要】

## （1）条約対象物質としての検討

- **ポリ臭素化ジベンゾ-p-ジオキシン及びジベンゾフラン**（提案国：スイス連邦）〔主な用途〕非意図的生成物  
⇒ 現状の情報では重大な悪影響をもたらす恐れがあると結論づけることに合意が得られなかったため、今後更なる情報を収集し、次回会合（POPRC22）において議論を継続することとなった。

## （2）その他の検討

### ① PFOSとその塩及びペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド（PFOSF）の認めることのできる目的及び個別の適用除外の継続的な必要性に関する検討

- ⇒ 付託事項が同意され、COP13に向けて会期間作業グループの設置とPFOSとその塩及びPFOSFの代替に係る報告書の作成を進めることが決定された。

### ② 医薬品製造を目的としたペルフルオロオクチル=ブロミド（PFOB）の製造のためのペルフルオロオクチル=ヨージド（PFOI）の使用の適用除外の継続的な必要性に関する検討

- ⇒ 付託事項が同意され、COP13に向けて会期間作業グループの設置と医薬品製造を目的としたPFOBの製造のためのPFOIの使用の適用除外に関して提言を含む報告書の作成を進めることが決定された。

### ③ MCCPの適用除外となる含有割合及び個別の適用除外の継続的な必要性に関する検討

- ⇒ 付託事項が同意され、COP14以降に向けて会期間作業グループの設置とMCCPの適用除外となる含有割合及び個別の適用除外に関して提言を含む報告書の作成を進めることが決定された。

### ④ LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質、PFOAとその塩及びPFOA関連物質並びにPFHxSとその塩及びPFHxS関連物質に該当する物質の例示リスト

- ⇒ 例示リストの改定について、会期間作業グループの設置と引き続き情報収集を行うことが決定された。

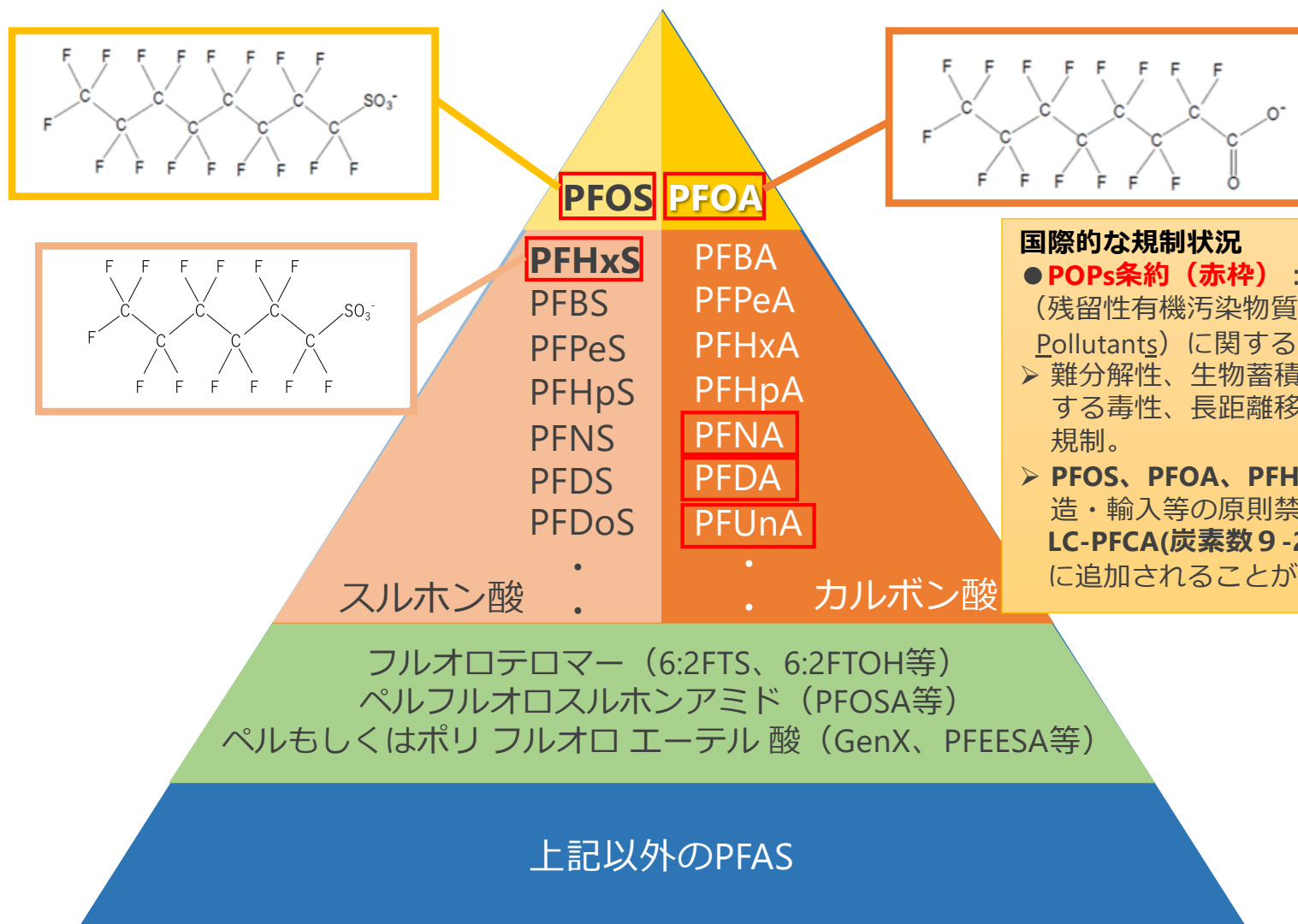
### ⑤ その他の事項

- ⇒ 在庫、使用中の製品及び成形品並びに廃棄物に含まれる残留性有機汚染物質の報告書に関するフォローアップ並びに附属書Fに基づく情報提出の促進に関連する情報の検討が行われ、会期間作業グループの設置と引き続き情報収集を行うことが決定された。また、グローバルモニタリング計画について、モニタリング戦略を強化するため、POPRCでの技術検討に係るPOPs関連情報の提供を行うことが決定された。

- 化学物質審査規制法の概要と施行状況
- 既存化学物質等のリスク評価
- POPs条約への対応
- **PFASへの対応**
- 化審法の違反事例
- 情報発信の取組

# PFAS (ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称)

全PFAS 10,000物質以上



## 国際的な規制状況

- **POPs条約 (赤枠)** :  
(残留性有機汚染物質 (Persistent Organic Pollutants) に関するストックホルム条約)  
➢ 難分解性、生物蓄積性、人及び動植物に対する毒性、長距離移動性を持つ化学物質を規制。
- **PFOS、PFOA、PFHxSが廃絶等の対象** (製造・輸入等の原則禁止)
- LC-PFCA(炭素数 9 -21)**も新たに廃絶の対象に追加されることが決定された。

出典：ITRCのPFASホームページ図2-18 (<https://pfas-1.itrcweb.org/2-3-emerging-health-and-environmental-concerns/>, 2025年5月15日時点) を改変

- POPs条約においては、PFOS、PFOA\*、PFHxS\*が廃絶等の対象。
- 第12回締約国会議 (2025年4～5月) において、LC-PFCA(炭素数 9 -21) \*が新たに廃絶の対象に追加されることが決定された。(※PFOA、PFHxS、LC-PFCAについては、分枝異性体とその関連物質も含む。)
- その他のPFASについては、これらと同様な有害性等があると確認されているわけではない。

# PFAS対策の基本的方向性

- PFAS対策については、国内外の**健康影響に関する科学的知見及び対策技術等の継続的な収集**を図りつつ、科学的根拠に基づく対応と国民へのわかりやすい情報発信を図る。
- 具体的には、関係省庁と密に連携しつつ、「**環境中への新たな排出抑制**」「**更なる汚染拡大の防止**」「**健康影響の未然防止**」「**リスクコミュニケーション**」の4つの柱で取組を推進

## ①環境中への新たな排出抑制 「作らない・出さない」

- **POPs条約において、予防的な取組方法に基づき廃絶対象となったものについて、化審法において、製造・輸入を原則禁止済み**(PFOS(H22), PFOA(R3), PFHxS(R6))
- 今後も、廃絶対象となった物質について、迅速に対応
- **PFOS等含有泡消火薬剤の在庫量調査、適正管理・代替製品への切り替えの促進**

## ②更なる汚染拡大の防止 「広めない」

- 公共用水域・地下水におけるPFOS及びPFOAに関する指針値（暫定なし）を設定済（R7.6）
- **環境モニタリング**を強化し、暫定目標値を超過した場合に、**対応の手引き（R6.11第2版）**に基づき、**飲用摂取防止や追加調査等**を実施
- 環境中**濃度の低減のための知見集積**に向け**対策技術の実証事業**開始（R7.4～）

## ③健康影響の未然防止 「摂取しない」※

- 人へのばく露は、**主に経口摂取**であることが指摘されており、飲料水・食品への対応が重要
- **水道水中のPFOS及びPFOAについて、水質検査・遵守の義務がある水道水質基準へ引き上げ**（R7.6、施行はR8.4.1）
- **PFAS血中濃度と健康影響等との関連**について、**環境研究総合推進費等を活用した研究（R6～R8）**を推進

## ④リスクコミュニケーションの推進 「正しく知る」

- 河川や地下水等の水環境において、高濃度のPFASが検出されている事例が確認されていることから、**住民の不安に寄り添い、透明性を確保しながら適切な情報発信**が必要
- **国民向けのQ&A集**を作成、周知（R5.7～）
- **PFASハンドブック**を作成、地方公共団体・水道事業者等へ周知（R7.3～）

## ◆PFOS等含有泡消火薬剤＝在庫量の把握が課題

- 代替や処分が進んでいる施設もあるが、国内全体としてどの程度の薬剤がどこに保有されているのか、より精緻に把握する必要がある。
- 在庫量の把握が十分にできていない施設における「見えない在庫」が環境汚染の潜在的なリスクとなっている。



令和7年度事業として、  
協力自治体とパイロット調査を  
実施

パイロット調査の結果をもとに  
対策について検討

## ◆対策の方向性

- ①在庫量の把握を進め、どこにどれだけ残っているのか詳細を調べて全体像を明らかに。  
**【在庫量調査マニュアル】**
  - ②PFOS含有泡消火薬剤の保有者に対し、正しい管理方法や代替効果等を周知。  
**【保有者向けの周知資料】**
- ⇒ 計画的な代替と適正処理を支援するための施策の検討へ活用。  
PFOS等の放出による環境汚染を未然防止

# PFOS等含有泡消火薬剤の取組



関係省庁・関係団体と協力しつつ、PFOS等含有泡消火薬剤の代替に向けた取組を進めている。

泡消火薬剤の使用者	泡消火薬剤（薬液）の在庫量（万L）		代替促進の取組
	R2年度※1	R6年度※1	
消防機関	119.2	11.8	消防庁は、各消防本部に対し、PFOS含有泡消火薬剤の交換・処分を働きかけており、9割以上（2019年末比）を交換・処分済み。2026年度末に交換・処分完了計画である。引き続きPFOS等含有泡消火薬剤の代替を進める。
空港	14.2	9.8	国土交通省は、国が管理・運営する空港においては、2024年度中にPFOS等含有泡消火薬剤の交換・処分を完了する予定であり、地方管理空港管理者等に対しても、交換・処分を働きかけている。また、会社管理の成田空港、中部国際空港、関西国際空港については、現在は規制対象の泡消火薬剤は所有していないことを把握している。
自衛隊関連施設	38.0	4.0	防衛省は、PFOS含有泡消火薬剤について、2024年9月末までに交換・処分完了。今後、PFOA等含有泡消火薬剤の代替について検討を進める。
石油コンビナート等	87.1	83.1	経済産業省は、石油コンビナート等事業者に対し、パンフレットの配布等により、PFOS等含有泡消火薬剤の交換・処分を働きかけている。
その他※2 (駐車場)	80.5	100.2	環境省・消防庁は、パンフレットの配布等により、民間事業者に対し、点検等の機会を捉えて、PFOS等含有泡消火薬剤の交換・処分を行うよう働きかけている。 また、さらなる実態把握の強化や、代替促進のため、調査事業を行う予定。

※1：R2年度はPFOS含有泡消火薬剤の在庫量、R6年度はPFOS含有泡消火薬剤とPFOA含有泡消火薬剤の在庫量の合計を示している。

※2：一部施設においてR2年度調査より在庫量が増加しているが、現時点でPFOS含有泡消火薬剤が新たに設置されることはないため、調査の精度が向上したためと考えられる。

# 管理徹底による漏出防止

- 消火器・泡消火薬剤等の取扱い及び処理について、消防庁と共同でパンフレットを作成。
- PFOS等含有泡消火薬剤等の取扱事業者に対し、技術上の基準及び表示義務告示に基づき管理するよう措置。

## 消火器等の適切な 取扱い・処理をお願いします。

PFOSを含有する消火器・泡消火薬剤等の取扱い及び処理について

- PFOS含有消火器等の取扱いにあたっては、化学物質の審査及び規制に関する法律（化審法）に基づき、**屋内保管、容器の点検、保管数量の把握、譲渡・提供の際の表示等の遵守義務**があるので、点検や訓練の際には注意が必要です。
- PFOS含有消火器等の廃棄にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、及びPFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（技術的留意事項）に基づき、**適正に処理**することが必要です。
- PFOSによる環境汚染を未然に防止するため、点検等の機会をとらえて、可能な限り、PFOS含有消火器等の代替製品への切替えをお願いします。

### 御覧いただきたい方々

【化審法に基づく規制の対象となる取扱事業者の例】

- ・消防組織法に基づく消防機関
- ・消火器・泡消火設備の点検事業者（消防設備士・消防設備点検資格者等）
- ・石油コンビナート、防衛省各地基地、空港施設\*

\*1 その他、実態上、泡消火設備等の消火設備を設置し、訓練、点検を行っている等消防機関と同等の業務を行っているものとみなすことができる者

【廃棄物処理法に基づく義務の対象となる排出事業者の例】

- ・上記の取扱事業者に加えて、解体事業者、消火器・泡消火設備の設置者

区分	対象製品
【A】	消火器及び消火薬剤が充填された消火設備
【B】	消火薬剤等（ポリ容器等入りの状態） 汚染物（PFOSが付着している布、その他の不要物）



### 対象：【B】

#### 保管

- ・密閉式の堅固な容器（例：ポリタンク）で保管する。
- ・屋内で床がコンクリートや合成樹脂等の場所に保管する。

#### 表示

- ・容器と保管している場所の見やすいところに、消火薬剤が保管している旨の表示をする。

#### 点検

- ・容器について定期的（例：半年に1回）に点検をする。
- ・異常が認められる場合は、速やかに補修する。
- ・点検の結果について記録する。記録は作成日から5年間保存する。

#### 帳簿

- ・事業所ごとに保管数量を記載した帳簿を作成する。
- ・帳簿は、最後に記入した日から5年間保存する。

#### 移替え

- ・消火薬剤の移替えの際、飛散・流出の防止に努める。

### 対象：【A】・【B】

#### 漏出処理措置

保管時や移替えの際に、漏出した場合は、漏出拡大防止、漏出薬剤の回収、回収時の汚染物\*\*を密閉保管する。

\*\*4 PFOS含有消火薬剤、同消火剤水溶液、それらを含むフエス等の汚染物等

#### 訓練等における措置

点検・訓練において消火薬剤を放出した際、放出した消火薬剤を回収し、回収時の汚染物を密閉保管する。

#### 譲渡・提供

他者への譲渡・提供にあたっては、表示告示で定められた事項を表示する。

- 化学物質審査規制法の概要と施行状況
- 既存化学物質等のリスク評価
- POPs条約への対応
- PFASへの対応
- **化審法の違反事例**
- 情報発信の取組

## 化審法の違反事例

近年、化審法の正規の手続を経ていない違反事案が散見されています。

事例 1	少量新規化学物質としての確認を受けていた物質について、複数の部門で製造していたが、部門間の連携が不足していたため、当該物質の事業者全体の製造数量が確認数量を超過していたことに気づかなかった。（法第3条第1項第5号違反）
事例 2	事業者内の教育が不足していたために製造数量の算出方法を誤り、組織的な確認体制もなく属人的な管理となっていた結果、少量新規化学物質の確認数量を超過して製造を行っていたことに気づかなかった。（法第3条第1項第5号違反）

このような違反事例が生じる主な要因としては、

- ①新規化学物質を製造・輸入する上での化審法の制度に対する理解が不足している
- ②化審法を遵守するための組織的な管理体制が脆弱である
- ③化審法に基づく届出状況等を一元的に管理するためのシステムが整備されておらず又は機能していない

などが挙げられ、これらが複合して違反が発生するケースがほとんど。

化学物質の製造・輸入を行う事業者の皆様におかれましては、社内の化審法への理解度や法令遵守のための管理体制等について、今一度確認いただきますようお願いいたします。

- 化学物質審査規制法の概要と施行状況
- 既存化学物質等のリスク評価
- POPs条約への対応
- PFASへの対応
- 化審法の違反事例
- **情報発信の取組**

# 環境省化学物質情報検索支援システム（ケミココ）



○化学物質情報の検索を支援するサイト。信頼できるデータベースにリンクしており、現在、約5100物質の詳細な情報へのリンクがある。

## ○特徴

- 記憶が曖昧な化学物質の名前から、CAS番号からも検索できる。
- 環境関連の法律で対象となっている化学物質の一覧を表示できる。
- 公的機関が提供している信頼性の高いデータベースにリンクしている。
- 優先評価化学物質中心にモニタリング情報掲載のサイトをまとめた表を掲載。

ケミココ chemi COCO 環境省 化学物質情報検索支援システム  
ここから探せる 化学物質情報

このサイトについて お問い合わせ

HOME 化学物質関連法律から調べる 身の回りの製品から調べる モニタリングデータ 化学物質外部リンク集

化学物質情報検索 化学物質の名前、CAS登録番号(CAS RN®)などで検索(名前は曖昧でも検索できます) 検索

法令・適用区分から検索 法令を選択して下さい 適用区分を選択して下さい 検索

### ケミココについて

このサイトは、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に係る化学物質の性質や有害性などについて知りたい方のために、化学物質の名前を元に、信頼できるデータベースに掲載されている情報に直接リンクする、化学物質の検索を支援するサイトです。「化学物質の名前の記憶が曖昧」、あるいは「名前を部分的にしか覚えてない」という場合でも、化学物質の専門的な知識がなくても検索できます。

化学物質 性質 法律 有害性

### お知らせ

RSS

- 2024年04月17日 「ケミココ」チラシ改訂のご案内
- 2022年03月08日 「ケミココ」チラシ作成のご案内
- 2020年12月24日 ケミココ利用者アンケートにご協力ください
- 2020年12月23日 ケミココホームページURL変更のお知らせ
- 2019年01月28日 化学物質審査等専門員の公募について（環境省化学物質審査室）

お知らせ一覧はこちら

### 外部データベース等のリスト

ケミココの情報提供にご協力いただいているデータベース等を紹介しています。

外部データベース等のリストはこちら

<https://www.chemicoco.env.go.jp/>

**御清聴ありがとうございました。**